

入札説明書

1 調達内容

- (1) 物件名・数量 木材 SCM 支援システムの刷新（改善・拡充）業務 一式
- (2) 仕様等 別に定める「要件定義書」、「調達仕様書」、「木材 SCM 支援システム刷新（改善・拡充）の方向性」のとおり。
なお、上記要件定義書等は 3 に示す交付場所及び当法人ウェブサイトにて開示する。
- (3) 納入期限 令和 3 年 3 月 22 日（月）
ただし、登録や検索など、相手とコンタクトを取るための基本的なツールは、令和 2 年 12 月 18 日（金）とする。
- (4) 納入場所 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4 階
一般財団法人 日本木材総合情報センター及び指定サーバ
- (5) 入札方法 企画提案書を提出の上、入札する。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

但し、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって入札金額とする。
- (6) 落札者の決定 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総合評価落札方式にて、落札者を決定する。落札者の決定に当たり、詳細な評価方式については、「木材サプライチェーンマネジメント支援システム「もりんく」の刷新（改善・拡充）に係る業務の調達に係る提案依頼書」を参照とすること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 林野庁長官から、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 31・32・33 年度又は令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有する者であること。

3 企画提案書、入札書の提出場所等

- (1) 入札説明会の開催及び開催場所

令和 2 年 9 月 16 日(水) 13 時 30 分から 14 時 30 分まで

公益財団法人 日中友好会館

東京都文京区後楽 1-5-3 後楽国際ビル 第1会議室

- (2) 要件定義書、調達仕様書、入札説明書、総合評価項目表等の交付場所及び問合せ先

東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4階

一般財団法人 日本木材総合情報センター 国内情報部

担当 永井 寛、木下 直

メールアドレス molink_info@jawic.or.jp

- (3) 企画提案書の提出期限及び提出場所

令和 2 年 9 月 28 日(月) 17 時 までに事前に連絡のうえ、以下の場所に持参すること

なお、持参時には企画提案書の内容について、10 分～15 分程度の説明していただきます。

また、ご説明の後、当方より提案内容について質問させていただくこともございます。

東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4階

一般財団法人 日本木材総合情報センター 事務室内

担当 永井 寛、木下 直

TEL 03-3816-5595

(4) 入札書の受領期限及び提出場所

令和2年9月28日(月)17時 (郵送による場合の期限も同様)

東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4階

一般財団法人 日本木材総合情報センター 事務室内

(5) 開札の日時及び場所

令和2年10月1日(木)11時00分

東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6階 中会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札者は、開札の直前までの間において、当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ウ 当該説明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総合評価落札方式にて、企画点及び価格点を算出し、その合計点が高い提案者を落札者として決定する。

(7) 手続における交渉の有無

無

5 添付書類の作成等

入札者は、封印した入札書に添付して、下記の(1)、(2)の添付書類を提出しなければならない。なお、添付書類の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とし、入札者は、提出した添付書類の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 誓約書

上記2の「競争参加資格」(1)から(3)までについて誓約するための書類として、別記様式第1号により作成しなければならない。

(2) 一般競争入札参加資格認定通知書の写し

上記2の「競争参加資格」(4)を証明するために、提出しなければならない。

6 入札方法

(1) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札者は、金額を記載した入札書及び添付書類を提出すること。

(3) 入札者の入札金額は、役務費用の他、保険料及び関税等指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費を含むものとする。

(4) 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

〔 但し、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって入札金額とする。 〕

(5) 入札書の提出方法

ア 入札者は、入札書を封筒に入れ、提出しなければならない。

イ 入札書は、別記様式第2号により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和2年10月 1 日11時00分開札(木材 SCM 支援システムの刷新(改善・拡充)業務の入札書在中)」と朱書しなければならない。

ウ 郵便(書留郵便に限る。令和2年9月 28 日17時00分までに必着のこと。)により提出する場合は、入札書を中封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記宛てに受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別記様式第3号により委任状を作成し、入札時に提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7)入札に関する注意事項

ア 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告及び2「競争参加資格」に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (9) 入札者に係る資格審査が入札時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (11) 添付書類に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

8 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

9 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和2年10月1日(木)11時00分

東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6階 中会議室

- (2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札事務関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができない。

(3)再度入札

ア 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

イ 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。